

2016年8月26日 ワルシャワ

1340号

## 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する法律<sup>1, 2</sup>

2016年7月19日付

### 第1条

この法律は、以下を定めるものである。

- 1) 2014年4月16日付の欧州連合における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014 (2014年5月20日付官報L150号、59頁) (以下、「規則No. 511/2014」という) 並びに2015年10月13日付のコレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び最良の実例に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014の実施のための規則を詳細にわたり定める委員会実施規則 (EU) 2015/1866 (2015年10月20日付官報L275号、4頁) (以下、「規則2015/1866」という) の規定に関する行政機関の権限及び業務
- 2) 規則No. 511/2014第2条1項及び4項に規定する、ポーランド共和国外で取得した遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識へのアクセス及び利用並びにその利用から生ずる利益の配分に関する遵守措置の管理実施の原則及び手続き
- 3) 規則No. 511/2014の規定に違反した際の責任の原則

### 第2条

---

<sup>1</sup> この法律は、2014年4月16日付の欧州連合における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014 (2014年5月20日付官報L150号、59頁) 並びに2015年10月13日付のコレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び最良の実例に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 511/2014の実施のための規則を詳細にわたり定める委員会実施規則 (EU) 2015/1866 (2015年10月20日付官報L275号、4頁) の適用に貢献する。

<sup>2</sup> この法律は、1991年7月20日付の環境保護の検査に関する法律を修正する。

原文タイトル: ACT of 19 July 2016 on Access to Genetic Resources and Sharing of Benefits Arising from their Utilization (*Courtesy translation*)

原文リンク: <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/8DA4A18C-6111-5FC9-B38E-765E76AFD5E8/attachments/act%20on%20ABS%2016'07'19%20-%20PL.pdf>

(最終アクセス日: 平成 30年 2月20日)

この法律で使用される用語は以下の意味を有する。

- 1) アクセス：規則No. 511/2014第3条3項に定義するアクセス
- 2) コレクション：規則No. 511/2014第3条9項に定義するコレクション
- 3) コレクション登録簿：規則No. 511/2014第5条1項に規定するEU内のコレクションに係る登録簿
- 4) 遺伝資源に関連する伝統的な知識：規則No. 511/2014第3条7項に定義する遺伝資源に関連する伝統的な知識
- 5) 利用者：規則No. 511/2014第3条4項に定義する利用者
- 6) 遺伝資源の利用：規則No. 511/2014第3条5項に定義する遺伝資源の利用

### 第3条

規則No. 511/2014第6条1項に規定する権限ある国家当局は環境主務大臣とする。ただし、利用者の遵守に対するチェック及びこの法律に基づいて掲載されるコレクション登録簿に関する業務は環境保護検査局が実施することとする。

### 第4条

1. 環境保護検査局長は、規則No. 511/2014第9条3項(a)に規定する利用者の遵守に対するチェックの計画を作成するものとする。
2. 利用者の遵守に対するチェックの計画には以下を含むものとする。
  - 1) 利用者の姓名又は名前
  - 2) 管理実施日
  - 3) 管理の範囲
  - 4) チェックの実施を管轄する地方環境保護検査官（以下、「地方検査官」という）の明示
3. 環境保護検査局長は、毎年11月末日までに次の年の利用者の遵守に対するチェックの計画を環境主務大臣に提出し、承認を得るものとする。

### 第5条

1. 利用者の遵守に対するチェックは、利用者の居住地若しくは所在地又は管理の範囲によって正当化される場合は遺伝資源の利用に関する活動の実施場所を管轄する地方検査官が実施するものとする。
2. 利用者チェックの実施記録は、直ちに環境保護検査局長に伝達されるものとする。

3. 規則No. 511/2014第9条6項に規定する事態が発生した場合、地方検査官は、利用者がとるべき是正措置又は対策を同項に規定するとおり通知し、かつその履行の期限を定めるものとする。

4. 環境主務大臣は、管理活動の標準化の必要性を考慮しつつ、利用者の遵守に対するチェックの詳細な範囲を規則により定めるものとする。

## 第6条

コレクション保有者は、コレクション保有者の居住地又は所在地を管轄する地方検査官に、コレクション又はその一部をコレクション登録簿に掲載するための申請を提出するものとする。

## 第7条

地方検査官は、第6条に規定する申請について、コレクション又はその一部が規則No. 511/2014第5条3項に設定する基準を満たしているか確認、検証し、

- 1) コレクション又はその一部が規則No. 511/2014第5条3項に設定する基準を満たしている場合、その申請を環境主務大臣に伝達するものとする。
- 2) コレクション又はその一部が当該基準を満たしていない場合、コレクション又はその一部が規則No. 511/2014第5条3項に設定する基準を遵守していない旨を記載した査定書を発行するものとする。

## 第8条

1. 環境保護検査局長は、コレクション登録簿に掲載されたコレクション又はその一部の管理計画を作成するものとする。

2. 環境保護検査局長は、毎年11月末日までに次の年のコレクション登録簿に掲載されたコレクション又はその一部の管理計画を環境主務大臣に提出し、承認を得るものとする。

## 第9条

1. コレクション登録簿に掲載されたコレクション又はその一部の管理は、コレクション保有者の居住地又は所在地を管轄する地方検査官が実施するものとする。

2. コレクション登録簿に掲載されたコレクション又はその一部の管理の実施記録は、直ちに環境保護検査局長に伝達されるものとする。

3. 規則No. 511/2014第5条4項の2文目に規定する事態が発生した場合、地方検査官は同項に規定する是正措置又は対策を特定し、かつその履行の期限を定めるものとする。

4. コレクション保有者は、規則2015/1866第4条5項の3文目に規定する報告を地方検査

官に提出するものとする。

5. 是正措置及び対策が指定された期限までに実施されていない場合、地方検査官は、コレクション又はその一部が規則No. 511/2014第5条3項に規定する条件を遵守しなくなった旨を記載した査定書を発行する。当該査定は、直ちに環境主務大臣に伝達されるものとする。

## 第10条

環境保護検査局長は、規則No. 511/2014第8条1項に規定する最良の実例の認定申請の評価及び認定された最良の実例の変更又は更新の評価において、環境主務大臣に協力するものとする。

## 第11条

規則No. 511/2014第4条2項に規定する義務にかかわらず、相互に条件を合意することなく又はこれに相反して、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を移転又は利用する者は、5,000ズロチから50,000ズロチの罰金の対象となる。

## 第12条

以下の者は、1,000ズロチから50,000ズロチの罰金の対象となる。

- 1) 規則No. 511/2014第4条3項に規定する義務にかかわらず、同項に規定する情報及び文書を保存せず、その後の利用者に伝達しない者
- 2) 規則No. 511/2014第4条6項に規定する義務にかかわらず、アクセス及び利益の配分に関する情報を利用期間終了後20年間保存しない者

## 第13条

規則No. 511/2014第4条5項に規定する義務にかかわらず、アクセス許可又はこれと同等のものを取得せず、かつ相互に条件を合意せずに遺伝資源を利用する者は、10,000ズロチから100,000ズロチの罰金の対象となる。

## 第14条

規則No. 511/2014第7条1項に規定する義務にかかわらず、相当な注意の義務に係る宣言を提出しなかった者は、1,000ズロチから10,000ズロチの罰金の対象となる。

## 第15条

規則No. 511/2014第7条2項に規定する義務にかかわらず、相当な注意の義務に係る宣言を提出しなかった者又は同項に規定する情報を提出しなかった者は、5,000ズロチから50,000ズロチの罰金の対象となる。

## 第16条

罰金は、利用者の居住地若しくは所在地又は遺伝資源の利用に関する活動の実施場所を管轄する地方検査官の査定により、決定する。

## 第17条

罰金額を決定する際は、違反の種類及び範囲（生物の多様性に与える影響を含む）、利用された遺伝資源の価値並びに当該遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる潜在的な利益、違反を犯した法主体が規則No. 511/2014の規定の範囲においてこれまでに行ってきた活動並びに違反の影響を考慮するものとする。

## 第18条

その事態の状況及び証拠から、違反を犯した法主体が違反の防止のために為し得るあらゆる努力を行ったこと又はその違反が不可抗力によるものであり、予測し得ない状況に起因して発生したことが示唆される場合、地方検査官は罰金科刑を免除し、その手続を中断するものとする。

## 第19条

罰金は、罰金科刑に関する査定が確定した日から14日以内に、当該査定において指定する銀行口座に支払うものとする。

## 第20条

罰金収入は、国家の予算収入となる。

## 第21条

1. 違反が認められた日から5年経過した後に罰金を科すことはできない。
2. 罰金の支払い義務は、その罰金を支払うべき期間の最終日から5年後に失効する。

## 第22条

罰金に関わる事態には1997年8月29日付の税務条例法（2015年官報613号修正法<sup>3</sup>）第III節の規定が適用されるものとし、地方検査官に税務行政を管轄する権利を付与することとする。

## 第23条

1991年7月20日付の環境保護の検査に関する法律（2013年官報686号修正法<sup>4</sup>）において、第2条1項17aの後ろに17bとして以下の文言を追加する。

「17b) 2016年7月19日付の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する法律（官報1340号）に規定され、2014年4月16日付の欧州連合における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則（EU）No. 511/2014（2014年5月20日付官報L150号、59頁）並びに2015年10月13日付のコレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び最良の実例に関する欧州議会及び理事会規則（EU）No. 511/2014の実施のための規則を詳細にわたり定める委員会実施規則（EU）2015/1866（2015年10月20日付官報L275号、4頁）に起因する義務の履行」

## 第24条

1. この法律の履行財源として2016年から2025年に国家予算から支出される額は最大14,732,842ズロチとし、その内訳は以下のとおりとする。

- 1) 2016年：0ズロチ
- 2) 2017年：1,800,538ズロチ
- 3) 2018年：1,616,538ズロチ
- 4) 2019年：1,616,538ズロチ
- 5) 2020年：1,616,538ズロチ
- 6) 2021年：1,616,538ズロチ
- 7) 2022年：1,616,538ズロチ
- 8) 2023年：1,616,538ズロチ
- 9) 2024年：1,616,538ズロチ
- 10) 2025年：PLN 1,616,538

---

<sup>3</sup> 上述の法律文に対し、2015年官報699号、978号、1197号、1269号、1311号、1649号、1923号、1932号及び2184号並びに2016年官報195号、615号、846号及び1228号において修正が加えられている。

<sup>4</sup> 上述の法律文に対し、2013年官報888号、2014年官報1101号、2015年官報277号、671号、881号、1223号、1434号及び1688号並びに2016年官報903号において修正が加えられている。

2. 1項に規定する特定年度の支出制限を超過する危険がある場合は、新たな業務の遂行のために雇用される人員に関し、以下の是正メカニズムを活用する。

- 1) 報酬額の削減
- 2) 労働時間の削減
- 3) 雇用人数の削減

3. 2項に規定する是正メカニズムの実施を所管する当局は、環境主務大臣及びボイボードとする。

4. 1項に規定する支出上限の利用のモニタリングを所管する当局は、環境主務大臣とする。

## 第25条

この法律は、公表から14日後に発効する。

ポーランド共和国大統領 A. ドウダ